

○奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例

昭和三十七年十月五日

奈良県条例第十七号

改正 昭和四五年七月一〇日条例第二号

平成八年三月二七日条例第二三号

平成二〇年一二月一二日条例第一五号

平成二二年三月三一日条例第五四号

平成二四年一二月二八日条例第二〇号

平成二五年三月二九日条例第七五号

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例をここに公布する。

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十五条第八項及び第二十三条第八項の規定に基づき、奈良県防災会議及び奈良県災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平八条例二三・平二四条例二〇・一部改正)

第二章 奈良県防災会議

(委員及び専門委員)

第二条 奈良県防災会議(以下「防災会議」という。)の委員のうち、知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員は、それぞれ十四人以内、四人以内、二十五人以内及び十人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平八条例二三・平二四条例二〇・一部改正)

(幹事)

第三条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第五条 前三条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

第三章 奈良県災害対策本部

(災害対策本部長等の職務)

第六条 奈良県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員及びその他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第七条 災害対策本部に、次の部を置く。

- 一 総務部
- 二 地域振興部
- 三 健康福祉部
- 四 医療政策部
- 五 暮らし創造部
- 六 産業・雇用振興部
- 七 農林部
- 八 県土マネジメント部

九 水道部

十 教育部

十一 警察部

2 部に部長を置き、災害対策本部長が災害対策本部員のうちから指名する。

3 部の所掌事務は、災害対策本部長が定める。

(昭四五条例二・平八条例二三・平二〇条例一五・平二二条例五四・平二五条例七五・一部改正)

(現地災害対策本部)

第八条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平八条例二三・追加)

(その他)

第九条 前三条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平八条例二三・旧第八条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第五四号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年条例第七五号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。